

# 青森県報

号外第二十四号

平成二十年  
三月二十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則…………… (総務学事課) ……

## 規 則

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九号

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (平成十八年三月青森県規則第十七号) の一部を次のように改正する。

第一条中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条」を「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)以下「法」という。(第一条)に、「同法」を「法」に改める。

第二条第二項第一号及び第三条中「信託財産」の下に「に属する財産」を加える。  
第四条中「事業年度」を「信託事務年度」に改める。

第五条の見出しを「(信託の変更に係る書類の提出及び添付書類)」に改め、同条第一項を次のように改める。

条例第五条の規定による書類の提出は、信託変更報告書(第二号様式)により行わなければならない。

第五条第二項第二号を削り、同項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 信託の変更案を記載した書類

第五条第三項中「信託条項」を「信託」に改める。

第十三条中「第八号様式」を「第二十三号様式」に改め、同条を第二十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(公益信託終了の報告)

第二十六条 受託者は、信託が終了したときは、終了後一月以内に、公益信託終了報告書(第二十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(清算終了の報告書及び添付書類)

第二十七条 条例第十一条の規定による報告は、公益信託清算終了報告書(第二十二号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第十一条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

二 信託の清算終了時における財産目録

三 残余財産の処分に関する書類

第十二条を削り、第十一条を第二十五条とし、第十条を第二十四条とし、同条の前に次の十条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十四条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産管理命令を請求しようとするときは、信託財産管理命令請求書(第十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第十五条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書(第十二号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項

及び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第十六条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託財産管理者辞任許可申請書(第十三号様式)に信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第十七条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、信託財産管理者解任請求書(第十四号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第十八条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産法人管理命令を請求しようとするときは、信託財産法人管理命令請求書(第十五号様式)に受託者の死亡の事実を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第十九条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、信託管理人選任請求書(第十六号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 一条例第二条第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第三号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七

条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、信託管理人辞任許可申請書(第十七号様式)に信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

(信託管理人の解任の請求)

第二十一条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、信託管理人解任請求書(第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(新信託管理人の選任の請求)

第二十二条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び法第八条の規定により新信託管理人の選任を請求しようとするときは、新信託管理人選任請求書(第十九号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 一条例第二条第六号に掲げる書類

二 第二条第二項第三号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第二十三条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び法第八条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、信託終了請求書(第二十二号様式)に信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

第九条を削る。

第八条第一項中「第七条」を「第八条」に、「第五号様式」を「第十号様式」に改め、同条第二項中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十三条とする。

第七条中「第四十七条及び第七十二条」を「第五十八条第四項及び法第八条」に、「第四号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

第十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、検査役選任請求書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。

第六条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第三号様式」を「第七号様式」に改

め、同条第二項中「第六条」を「第七条」に、「及び財産の現況」を「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に改め、同条を第十条とし、同条の前に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請書及び添付書類)

第六条 条例第六条に規定する申請書は、信託変更許可申請書(第三号様式)による。

2 条例第六条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 信託の変更案を記載した書類

二 信託の変更部分に係る新旧対照表

3 条例第六条に規定する信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第七条 受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合許可申請書(第四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 信託の併合後の信託行為

二 信託法(平成十八年法律第百八号)第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第二項第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第二条第四号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第八条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、吸収信託分割許可申請書(第五号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 吸収信託分割後の信託行為

二 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第九条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするとき

は、新規信託分割許可申請書(第六号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 新規信託分割後の信託行為

二 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 条例第二条第三号、第四号、第六号及び第七号並びに第二条第二項第一号及び第三号から第五号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、条例第一条第四号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

第一号様式中「~~併合~~」の次に「~~併合~~の併合」を加え、「~~併合~~併合」を「~~併合~~併合」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

信 託 変 更 報 告 書

公益信託 について公益信託三開ナル法律第5条第1項の特別の事情が生じ、信託の変更を  
する必要があるので、下記のとおり提出します。

記

1 変更を必要とする理由

2 添付書類

変更案及び新旧対照表

注1 事業内容の変更に係るものである場合にあつては、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。

2 新旧対照の形式による変更案の場合にあつては、新旧対照表の添付を要しない。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第三号様式(第26条関係)

第21号様式(第26条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

公 益 信 託 終 了 報 告 書

公益信託 が終了したので、下記のとおり報告します。

記

信託の終了事由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第22号様式(第27条関係)

青森県知事 殿

年 月 日

住 所

清算受託者

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

公 益 信 託 清 算 結 了 報 告 書

公益信託 の清算が終了したので、下記の書類を添えて報告します。

記

1 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書

2 信託の清算終了時における財産目録

3 残余財産の処分に関する書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第六号様式及び第七号様式を添える。

第五号様式中「第8条」を「第13条」に改め、「回葬料を銀十圓様式に」と「回葬料の次に次の十様式を加える。」

第11号様式(第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

信 託 財 産 管 理 命 令 請 求 書

公益信託 に係る信託財産管理命令について、下記のとおり請求します。

記

1 受託者の任務終了の事由

2 信託財産管理命令を請求する理由

3 信託財産管理者の選任に関する意見

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

印

第12号様式(第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

信託財産管理者  
(信託財産法人管理人)

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

保存行為等の範囲を超える行為の許可申請書

公益信託 に係る信託法第66条第4項(信託法第74条第6項において準用する同法第66条  
第4項)及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定による許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 許可を受けようとする行為の概要
- 2 許可を受けようとする理由

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式(第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

信託財産管理者  
(信託財産法人管理人)

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信託財産管理者(信託財産法人管理人)辞任許可申請書

公益信託 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)を辞任したいので、下記のとおり申請し  
ます。

記

- 1 辞任しようとする理由
- 2 新信託財産管理者(新信託財産法人管理人)の選任に関する意見
- 3 添付書類

信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書  
類

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第14号様式(第17条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信託財産管理者(信託財産法人管理人)解任請求書

公益信託 の信託財産管理者(信託財産法人管理人)の解任について、下記のとおり請求します。

記

- 1 解任を請求する理由
- 2 新信託財産管理者(新信託財産法人管理人)の選任に関する意見

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第15号様式(第18条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信託財産法人管理命令請求書

公益信託 に係る信託財産法人管理命令について、下記のとおり請求します。

記

- 1 信託財産法人管理命令を請求する理由
- 2 信託財産法人管理人の選任に関する意見
- 3 添付書類

受託者の死亡の事実を記載した書類

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号様式(第19条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 管 理 人 選 任 請 求 書

公益信託 の信託管理人の選任について、下記のとおり請求します。

記

1 選任を請求する理由

2 添付書類

信託管理人の住所及び氏名を記載した書類、履歴書並びに就任承諾書

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式(第20条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

信託管理人

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 管 理 人 辞 任 許 可 申 請 書

公益信託 の信託管理人を辞任したいので、下記のとおり申請します。

記

1 辞任しようとする理由

2 新信託管理人の選任に関する意見

3 添付書類

信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。



第18号様式(第21条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 管 理 人 解 任 請 求 書

公益信託 の信託管理人の解任について、下記のとおり請求します。

記

- 1 解任を請求する理由
- 2 新信託管理人の選任に関する意見

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第19号様式(第22条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

新 信 託 管 理 人 選 任 請 求 書

公益信託 の新信託管理人の選任について、下記のとおり請求します。

記

- 1 信託管理人の任務終了の事由
- 2 添付書類

新信託管理人の住所及び氏名を記載した書類、履歴書並びに就任承諾書

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第20号様式(第23条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 終 了 請 求 書

公益信託 の終了について、下記のとおり請求します。

記

- 1 信託の終了を請求する理由
- 2 残余財産の処分の見込み
- 3 添付書類

信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

- 注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第8号様式中「第7条」を「第12条」に改め、同様式を第20号様式とし、同様式の前記以外の様式を加える。

第8号様式(第11条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

請 求 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

検 査 役 選 任 請 求 書

公益信託 の検査役の選任について、下記のとおり請求します。

記

- 1 選任を請求する理由
- 2 検査役の選任に関する意見

- 注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙川叩摺信託「第6条」及「第10条」に「及び財産の現況」及「の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況」に於て、同摺信託を紙川叩摺信託に、同摺信託の指し次の同摺信託を具せる。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 変 更 許 可 申 請 書

公益信託 の変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更を必要とする理由
  - 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)
  - 3 添付書類  
変更案及び新旧対照表
- 注1 事業内容の変更に係るものである場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付すること。
- 2 新旧対照の形式による変更案の場合にあっては、新旧対照表の添付を要しない。
  - 3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

信 託 併 合 許 可 申 請 書

公益信託 の信託の併合の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 併合を必要とする理由
- 2 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)
- 3 添付書類
  - (1) 信託の併合後の信託行為
  - (2) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める信託の併合の手續を経たことを証する書類
  - (3) 信託財産に属する財産の目録、権利書及び価格評価書
  - (4) 事業計画書及び収支予算書
  - (5) 信託管理人の住所及び氏名を記載した書類、履歴書並びに就任承諾書
  - (6) 運営委員会等の構成員の名簿、履歴書及び就任承諾書

- 注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

吸 収 信 託 分 割 許 可 申 請 書

公益信託 の吸収信託分割の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 吸収信託分割を必要とする理由
- 2 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)
- 3 添付書類  
(1) 吸収信託分割後の信託行為  
(2) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

受 託 者

氏 名

〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕

印

新 規 信 託 分 割 許 可 申 請 書

公益信託 の新規信託分割の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 新規信託分割を必要とする理由
- 2 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)
- 3 添付書類  
(1) 新規信託分割後の信託行為  
(2) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他同法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類  
(3) 信託財産に属する財産の目録、権利書及び価格評価書  
(4) 事業計画書及び収支予算書  
(5) 信託管理人の住所及び氏名を記載した書類、履歴書並びに就任承諾書  
(6) 運営委員会等の構成員の名簿、履歴書及び就任承諾書

注1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭